

資料 6 1 - 2

EMS標準覚書への適合のための国際郵便約款の
変更の認可

(諮問第1182号)



諮問第1182号
令和元年5月31日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 横山 邦男)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	従前と同じ。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	従前と同じ
ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項	適	従前と同じ
ニ その他会社の責任に関する事項	適	追跡請求受理期間について、各国が調査できる受理期間を国別に明示することにより、より実効性のある追跡請求を受理することが可能になるため、適正かつ明確に定められているものと認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	本サービスは、全ての利用者に適用されるものであり、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないので、適当と認められる。



2019-日国際第 0046 号
2019 年 5 月 17 日

総務大臣
石田 真敏 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山 邦彦

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日
2019年10月1日
- 3 変更を必要とする理由
万国郵便連合が標準的に採用している EMS 標準覚書に適合させるため。

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
<p>(取戻請求及び宛名変更又は訂正請求の利用条件) 第87条 1～3 (略)</p> <p>4 EMS郵便物又は取戻請求及び宛名変更又は訂正請求を認められない国に宛てる通常郵便物若しくは小包郵便物については、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了前であるときは、これらの請求を受理します。</p> <p>(追跡請求) 第94条 追跡請求は、EMS郵便物について不着、遅延等の問題が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。</p> <p>2 追跡請求は、EMS郵便物の差出人又は受取人が、郵便物の差出日の翌日から起算して6か月以内に差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求する場合には、これを取り扱います。</p> <p>(当社の免責) 第114条 当社は、第110条（当社の責任）に定める郵便物であっても、次の場合には、責任を負いません。</p> <p>(1) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合 (2) 郵便物が、第10条（外国宛て郵便物として差し出すことができないもの）に規定する郵便物として、引き受けられない内容品を包有していた場合 (3) 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合 (4) 保険付郵便物について、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合 (5) 差出人が郵便物の差出日の日の翌日から起算して6か月以内に調査請求又は追跡請求を行わなかった場合</p> <p>(6) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>(取戻請求及び宛名変更又は訂正請求の利用条件) 第87条 1～3 (略)</p> <p>4 取戻請求及び宛名変更又は訂正請求を認められない国に宛てる郵便物については、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了前であるときは、これらの請求を受理します。</p> <p>5 取戻請求及び宛名変更又は訂正請求を認められる国に宛てる郵便物については、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了後であっても、これらの請求を受理します。</p> <p>(追跡請求) 第94条 追跡請求は、EMS郵便物について不着、遅延等の問題が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。</p> <p>2 追跡請求は、EMS郵便物の差出人又は受取人が、郵便物の差出日の翌日から起算して当社が別に定める期間内に差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求する場合には、これを取り扱います。</p> <p>(注) 第2項の当社が別に定める期間は、別冊「国際郵便条件表」に掲げる期間とします。</p> <p>(当社の免責) 第114条 当社は、第110条（当社の責任）に定める郵便物であっても、次の場合には、責任を負いません。</p> <p>(1) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合 (2) 郵便物が、第10条（外国宛て郵便物として差し出すことができないもの）に規定する郵便物として、引き受けられない内容品を包有していた場合 (3) 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合 (4) 保険付郵便物について、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合 (5) 差出人が郵便物（EMS郵便物を除く。）の差出日の日の翌日から起算して6か月以内に調査請求を行わなかった場合又はEMS郵便物について当社が別に定める期間内に追跡請求を行わなかった場合</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) 第1項(5)の当社が別に定める期間は、別冊「国際郵便条件表」に掲げる期間とします。</p> <p>附 則 (2019年5月17日 2019-日国際第0046号)</p> <p>この改正規定は2019年10月1日から実施します。</p>

郵便約款変更の認可について

令和元年5月31日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

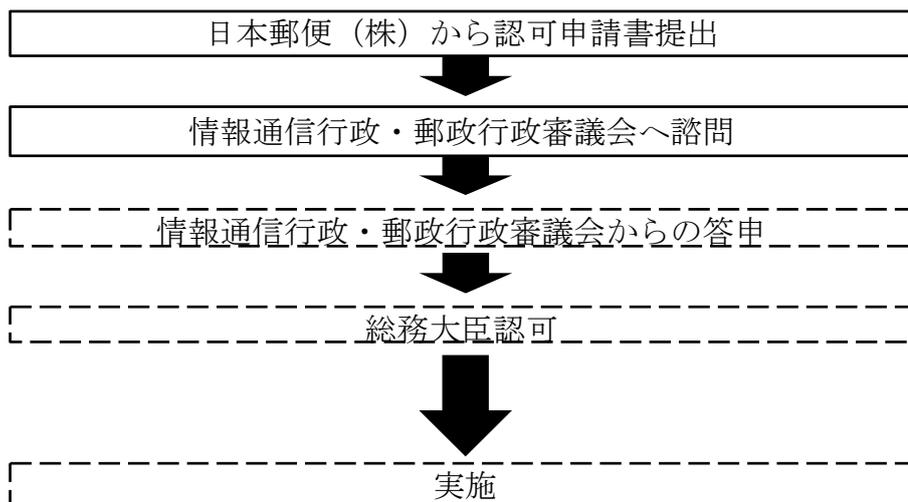
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請の概要

1 郵便約款の変更の認可申請理由

日本郵便株式会社においては、EMSは草創期（1976年）から二国間の覚書により交換しているが、UPUは、2004年にEMS標準覚書を採択。日本は、この覚書の締結を検討してきたが、EMSの追跡請求（調査請求）の受理期間について、通常郵便物及び小包郵便物の調査請求受理期間と同様の「差出の日の翌日から起算して6か月以内」と国際郵便約款に規定しており、EMS標準覚書の追跡請求（調査請求）の受理期間「差出の日から4か月以内」と異なることから、EMS標準覚書を採用する場合には国際郵便約款を変更する必要がある。

EMS標準覚書を採用することにより、従前の二国間覚書では認められていなかった①日本発送後の取戻請求及び宛名変更請求並びに②EMSを亡失等した責任郵便事業体への求償ができるようになる等EMSのサービス改善につながる。

本件は、以上の理由により、日本郵便株式会社が、UPUが標準的に採用しているEMS標準覚書に基づき国際郵便役務を提供するために、国際郵便約款の関係規定を変更するものである。

2 申請概要

現在EMSの交換は二国間覚書に基づき行っているところ、今後、UPUが標準的に採用しているEMS標準覚書に基づいて行うものとし、国際郵便約款の関係箇所を改正する。

具体的には、現在国際郵便約款第87条により、EMS郵便物については、取戻請求及び宛名変更又は訂正請求を認められているか否かに関わらず、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了前である時にのみその請求が受理されているが、EMS標準覚書により、取戻請求及び宛名変更又は訂正請求を認めている国に宛てるもの場合には、日本発送後についてもその請求が可能になることに合わせるものとするもの。また、国際郵便約款第94条及び第114条に記載されているEMS追跡請求（調査請求）の受理期間（「6ヶ月」）に関する規定を「当社が別に定める期間内」と規定することにより、EMS標準覚書の追跡請求期間（「4ヶ月」）に合わせるものとするもの。

3 実施予定期日

令和元年10月1日（火）

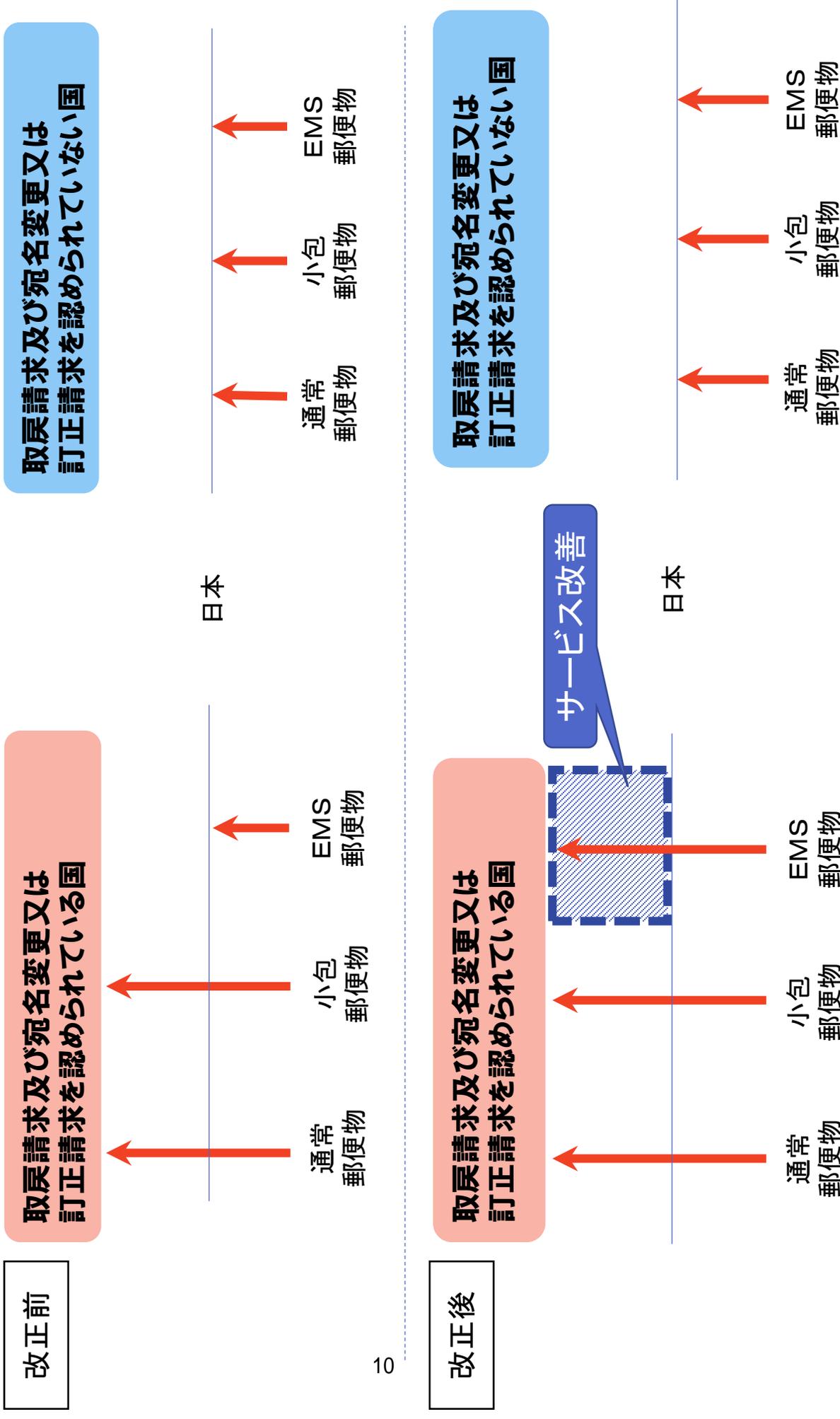
第3 審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	従前と同じ。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	従前と同じ
ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項	適	従前と同じ
ニ その他会社の責任に関する事項	適	追跡請求受理期間について、各国が調査できる受理期間を国別に明示することにより、より実効性のある追跡請求を受理することが可能になるため、適正かつ明確に定められているものと認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	本サービスは、全ての利用者に適用されるものであり、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないので、適当と認められる。

參考資料

国際郵便約款の改正(EMSの取戻請求及び宛名変更請求の追加) (参考1)



【参照条文】

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

第十一条（郵便に関する条約） 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第六十八条（郵便約款） 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第七十三条（審議会等への諮問） 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

○ 万国郵便条約（平成二十九年条約第十六号）

第三十六条（EMS業務及び統合された物流管理業務）

1 加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。

1.1 書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであるEMS業務。この業務は、EMS標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供することができる。

1.2（略）

○ 万国郵便条約の施行規則

36-001 EMS業務

- 1 EMS業務は、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものとする。EMS業務を提供することを決定した指定された事業者の間の交換においては、EMS業務による郵便物は他の郵便物に優先する。EMS業務においては、極めて短い時間で通信文、書類又は物品を取り集め、送達し、及び配達する。
- 2 EMS業務は、多数国間又は二国間の合意により実施される。これらの合意に明文の定めのない事項については、連合の文書の適当な規定に従う。
- 3 (略)
- 4 (略)